

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月10日

秋田県立横手支援学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、本校では、すべての児童生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係機関が連携して、いじめの防止と早期発見に努め、適切に対処するものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの防止・早期発見・対応等、組織的な対応をするために、次のような組織を常設する。また、必要に応じて外部専門家を活用する。

職員は、いじめに関するわずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを自分たちだけで抱え込まずに、すべて本組織に報告・相談することで本組織を中核とし、指導方針を共通理解した上で、組織的、かつ、迅速に対応する。

〈いじめ防止対策委員会〉

校長、教頭、事務長、教育専門監、学部主事、分掌部主任、関係職員

4 学校におけるいじめの防止等における措置

(1) いじめの防止

いじめは全ての児童生徒に起きる可能性があるものとして、全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行う。

- ①全職員がいじめ問題の重大性を認識し、実態に目を向ける。
- ②未然防止の取組の年間計画を作成し、校内研修、教育相談等を充実させる。
- ③学校に児童生徒の悩みを受け入れる多様な場をつくる（日常的な触れ合い、個別面談、アンケート調査、等）。
- ④学校全体に正義をいきわたらせる（いじめ防止のポスター掲示、児童生徒による話し合い活動や「自分たちが守るルール」作り、等）。
- ⑤社会体験や生活体験、異学年交流の機会を計画的に実施し、主体性、友人関係、集団作り、社会性などの育成に努める。
- ⑥いきいきとした学級・ホームルーム、学校作りを推進する。
- ⑦分かる授業実践の積み重ねと、望ましい学習態度の育成を全職員で実践していく。
- ⑧教師による不適切な言動や認識がないようにする。
- ⑨家庭や地域との連携を強化する。

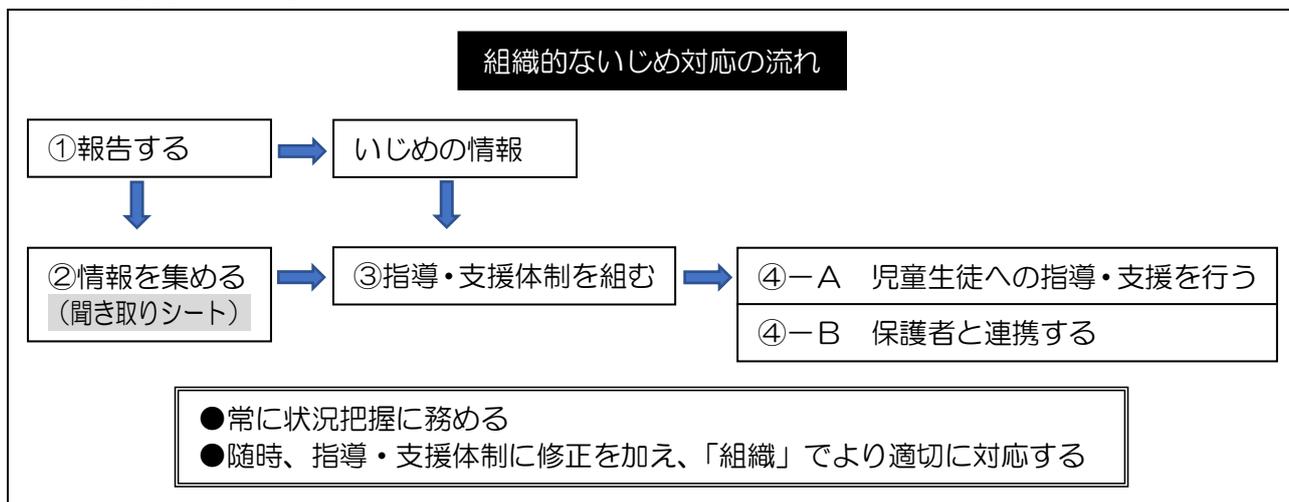
(2) 早期発見と早期対応

本人の訴え、教職員による発見（担任、養護教諭、事務職員など）、他からの情報提供（児童生徒、保護者、地域住民、関係機関など）のような「いじめ発見の3ルート」による多面的な情報を付き合わせて全体像を把握し的確な対応を行う。

早期発見の基本は、次の3点である。

- ①児童生徒のわずかな変化に気付くこと
- ②気付いた情報を確実に共有すること
- ③（情報に基づき）速やかに対応すること

気になる変化や、遊びやふざけのようにも見えるものでも気になる行為があった場合は、速やかに学部主事、生徒指導主事、管理職に報告する。必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。



(3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合は、速やかに学部主事、生徒指導主事、管理職に報告する。管理職は速やかに特別支援教育課に報告する。学級担任、生徒指導主事による情報収集（聞き取りシート）や事実確認を経て、必要に応じていじめ防止対策委員会を招集し、対応する。委員会の方針に従い、保護者や外部関係機関との連携を図りながら対応していく。

被害児童生徒のケア、加害児童生徒の指導など、問題の解消まで組織が責任をもって対応していく。また、児童生徒が自分の問題として捉えられるような教育活動（臨時集会、話し合い活動等）や個別指導を設定し、再発防止に努める。

ネット上のいじめ対策としては、情報モラル教育を推進し、必要に応じて外部専門家の協力を得ながら対応していく。

5 重大事態への対処

いじめが**重大事態**と認められる場合、速やかに県教育委員会（特別支援教育課）に報告する。事実関係を明確にするための調査を行い、事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に必要な措置を講ずる。対応にあたっては、県教育委員会の指示に従うものとする。（秋田県いじめ防止等のための基本方針P20参照）

〈解説〉

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 【いじめ防止対策推進法より】

【「秋田県いじめ防止等のための基本方針」の改訂（平成29年3月9日）に合わせ修正】